

## 「中小企業振興条例」の具備すべき内容とは何か！

—川崎市中小企業活性化条例の議会上程によせて

神奈川県異業種連携協議会  
理事・事務局次長 愛 賢司

「中小企業振興条例」（注 1）については、本機関誌の創刊号で芝専務理事が触れているように、イグレンの政策提言力の取り組みとして積極的に進めてきました。経過的には前後しますが、① 川崎市への条例案の提示（2013 年 9 月）、② 市が市民や中小企業団体等に意見を求めた「（仮称）川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例（案）」に対する提案（2015 年 10 月）、③ 市が議会に提案した「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に関する意見の提示（2015 年 11 月）、④ 市経済労働局との数回に及ぶ意見交換等、精力的に政策提言を行ってきました。今回議会に提案された市の条例案は、今後の活用という面で評価できる点が多々あり、イグレンの意見や提案がある程度反映された成果といえます。（注 2）

県の条例改正に関するパブリックコメントについては、「神奈川県中小企業活性化推進条例の基本的考え方に対する意見及び提案」（2015 年 5 月）として多岐にわたる問題点の指摘や提案を行い、機会あるごとに県の担当部局と意見交

換を行ってきました。

今後も、イグレンの政策提言活動として条例問題について改善提案していくことは重要ですが、この間、取組む中で強く感じたことは、「中小企業振興条例」に関して、まだまだ全体として関心が弱いということです。そこで、「中小企業振興条例」の基本的な点について、紹介したいと思います。

### I 中小企業振興条例制定の状況

次頁の表は、全国の条例制定の状況を中小企業家同友会全国協議会政策局の調査したものを参考に作成したものです。（2013 年現在）

表から観ることのできる際立った特徴は、2000 年代に入ってから、全国的に条例の制定が進んできたことです。

その背景として、

- ① 日本経済の長期に及ぶ景気の停滞（1970 年度～90 年度平均経済成長率＝4.2％に対し、1991 年度～2012 年度平均経済成長＝0.9％）のもとでの中小企業の事業展開の困難さ、
- ② 大企業の海外進出による空洞化の進展で、地域経済の担い手である

中小企業が置かれている厳しい状況、

③ 1999 年の「中小企業基本法」改正により、地方自治体が地域の中小企業振興政策に責任を持つことが明記されたこと、

④ 地域での中小企業団体の主体的な運動により、行政と共同した条例

制定の取組みが進んだこと、

⑤ 保守的な政治基盤の一つである地域経済界の意向を受けた保守系議員立法による制定の動き等があげられます。

地域経済活性化の指針を求める声を背景に制定されてきたのが「中小企業振興条例」だと言えます。

| 年度          | 道府県 | 市区町 | 計   |
|-------------|-----|-----|-----|
| 1979 年～99 年 | 0   | 9   | 9   |
| 2000 年～04 年 | 2   | 9   | 11  |
| 2005 年～09 年 | 12  | 33  | 45  |
| 2010 年～13 年 | 11  | 45  | 56  |
| 計           | 25  | 96  | 121 |

(良く知られていることですが、日本で最初に「中小企業振興条例」を制定したのは墨田区(1979 年)です。係長以上の職員を総動員して、区内全域の中小企業の悉皆調査を行い、その調査結果に基づいて条例を制定し、中小企業施策を立案するという方法論は、条例に関わる大原則になっています。)

## Ⅱ 中小企業振興条例がなぜ必要か

### 1 中小企業と地域経済にとって

中小企業は、地域経済の主要な担い手であるということは、日本の事業所数と従業員数の圧倒的多数が、中小企業であるという事実からも明らかなことです。平成 24 年の経済センサスによれば、民営事業所 5,465,578 の内、従業者数 300 人未満が 99.8%を占め、製造品出荷額も 50%近くに及びます。大企業の事業所が多数存在し、大企業が地域経済に大きな影響力を持っていると思われる神奈川県においても、状

況は同じです。「中小企業の活性化なくして地域経済の振興はあり得ない」のです。

多くの中小企業は、地域に密着し地域と共存しながら存在しています。それぞれの中小企業が、独自に事業の持続・発展の努力に全力で取り組むことは当然です。同時に、個々の中小企業の自助努力(1999 年の中小企業基本法の改正で政策的な方向が強く打ち出された)だけでは克服できない状況のもとで、地域経済を形成している多様な主体(企業家・農業者等地域の生産者・金融機関・経済団体・大学等の研究・教育機関・地方自治体・市民等)

との共同及び協同の取組みが求められています。

中小企業の責任・役割と地域を構成する主体の責任と役割、さらには主体間の連携の必要性を明らかにし、自治体はそれらを柱として、中小企業振興の施策の推進に責任を持つことの重要性を明確にするのが「中小企業振興条例」です。

## 2 自治体にとって

(1) 自治体が、中小企業や地域産業の振興を強力に推進することを地域社会に宣言し、中小企業をはじめとした地域経済の主体に、施策の方向を明示する。併せて、部局だけにとどまらない全庁的課題であることを内部に明確に示すことになります。

(2) 首長の交代や担当職員の異動等による影響から、政策や行政の一貫性や連続性を保証できるようになります。

(3) 地域経済の振興と発展により、地方財政の安定化が図れるようになります。中小企業の7割が赤字経営といわれている地域経済の現状にとって、圧倒的多数を占める中小企業の振興は、地域内の再投資を進め内発的発展を促進することにより、地方財政にとっても最重要の課題であることは明らかなです。(注3)

## 3 地域の労働運動にとって

「中小企業振興条例」が地域の労働運動との関連で、いかなる意味を

持つかという問題は、今までほとんど検討されてこなかったと思います。しかし、1980年代の初めに、「中小企業と労働者の暮らしを守る大運動」というスローガンの下で、中小企業の労働組合と自治体の労働組合が、中小企業団体と共同して、国の各省庁と交渉を実践したという貴重な運動の経験があります。中小企業をめぐる現在の状況は、当時よりもっと厳しいと言えます。地域経済活性化の主要な武器となる「中小企業振興条例」の制定と活用の運動に取り組むことは、地域で働く労働者の雇用を守り生活の安定を確保するためにきちんと位置付けるべき課題ではないでしょうか。

## 4 地域の金融機関にとって

独自の技術をもって頑張っている中小企業や新商品を生み出そうと日々努力を重ねている小規模専門店が、資金の問題で事業を閉鎖してしまうようなことは、地域資源の損失です。金融機関が従来の担保主義から一歩踏み出し、発展性のある中小企業・小規模企業を発掘し、支援していくことは、金融機関の社会的役割や金融機関自身の成長にとって不可欠なことではないでしょうか。

## 5 大学等の研究・教育機関にとって

大企業の海外進出や最適地調達の進展の影響で、従来からの取引関

係から脱却し、自らテーマをもって事業展開しようとしている中小企業が多く存在しています。大学の持つ基礎研究の成果やニーズ開発の成果を中小企業の技術力と結合させ、新製品開発や新事業展開に結実させることは、産学連携が担うべき社会的役割の大きな発揮になると言えます。

教育・研修の面では、中小企業の将来を担う技術人材や管理技術人材の育成により、中小企業の発展・成長に寄与することが出来ます。

また、中小企業の最大の課題と言える人材確保・育成については、行政と共同して取組むことで、若者の中に中小企業の魅力を広めることも可能です。

中小企業の個別課題と思われていた後継者の確保という面で、大きな役割を果たすことになります。

## 6 市民・地域住民にとって

条例がその名称から、中小企業にとって主たる意味を持つという印象が強く、労働運動との関わりと同じように、市民・住民にとって条例の持つ意味はあまり議論されてこなかったように思います。しかし、ほとんどの条例で例外なく県民・市民の責務や役割が明記されていることから、市民・住民にとっての意味を考えることは必要ではないでしょうか。

企業の従業員数の7割を占める中小企業・小規模企業に関わる人た

ちが、市民・住民の多くを構成しています。地域経済の活性化を目的とする「中小企業振興条例」は、市民・住民の生活基盤に影響する問題です。

また、現在全国の地域商店街で、いわゆる「シャッター通り」化が進み、地域の明るさが失われつつあります。そこで暮らす住民生活の安全・安心のまちづくりにとって大きな問題です。子供たちが犠牲となった悲惨な事件の多くは、地域から明るさがなくなったことも背景にあると思います。今まで、地域経済の視点で条例の意味を展開してきましたが、地域社会にとっての意味も大いに検討する必要があるのではないのでしょうか。

## Ⅲ 「中小企業振興条例」に必要な4点セットでは、条例に取り入れるべき必要な内容とは何か

### 1 地域経済の実態調査

自治体が進めようとしている施策の内容が、どれだけ地域の実態を反映するものになっているか、それを保証するものは地域の実態調査です。それがどれほどの内容で実施されているかは、自治体により温度差がありますが、条例の中で第一に明記されるべき事項です。

### 2 地域の意見を施策に反映させる地域レベルの委員会

多くの条例に全県的・全市的な

「審議会」を設置することがあげられていますが、十分に地域の実情を検討し、施策に反映させるだけの機能を果たしていないのが実情です。

中小企業をはじめ地域の主体が参加した委員会で、実態調査を踏まえた議論が行われることは、条例に生命力を吹き込む不可欠の条件です。

### 3 施策の検証と公表

条例で方針化している施策の成果を検証し、公表することは当然ですが、検証を自治体の部局任せにせず、2の機関が行うことが重要です。それによって、条例の必要性の意味が具体的に保障されることになるからです。

### 4 地域の中小企業の経営・事業の持続的成長を推進する基本施策の明示

創刊号で芝専務理事が触れているように、条例が制定されても十分に、というよりほとんど活用されていない理由の一つに、条例が理念倒れになり、具体的に中小企業の経営や事業に活用できる内容が弱いという面があります。行政としては、自分たちの施策展開の手を縛られたくないという思惑もあると思いますが、昨年6月に施行された「小規模企業振興基本法」に明記されているように、小規模企業者の持続的発展に自治体はどう責任を持つのか、条例の中の基本施策に明記させ

ること等、誰の利益を保障するのかという対決点を明らかにするうえでも重要です。

最後に、次号以降に予定している項目・内容を事前予告しておきます。

- ・ 神奈川県・横浜市・横須賀市・相模原市の各条例の批判的検討
- ・ 「中小企業振興条例」を法体系の中で位置付け直し、条例の積極的な内容の根拠を考えてみる。

以上

（注1）「中小企業振興条例」という名称は固定的なものではなく、自治体によって様々です。「神奈川県中小企業活性化推進条例」、「横浜市中企業振興基本条例」、「相模原市がんばる中小企業を応援する条例」等々。ここでは、条例の目的を一般的に表現する意味で「中小企業振興条例」を使用しています。

（注2）「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」について、イグレンの条例問題に対して取り組んできた視点で、評価できる点をいくつか挙げてみます。

- ① 憲法でいえば前文にあたる部分で、商工会議所案に色濃く出ていた「誘致型産業政策」の強調が後退し、現存する中小企業の活性化を重視した姿勢が出されている。
- ② 同じく前文で、外の条例ではあまり触れられていない、「中小企業憲章」「中小企業基本法」「小規模企

業振興基本法」の理念と施策の方向を明示している。

③ 市の責務について、施策を進めるうえで「関係する部局の有機的連携」によって「総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」という行政姿勢は、担当部局任せにしないという点で評価できる。

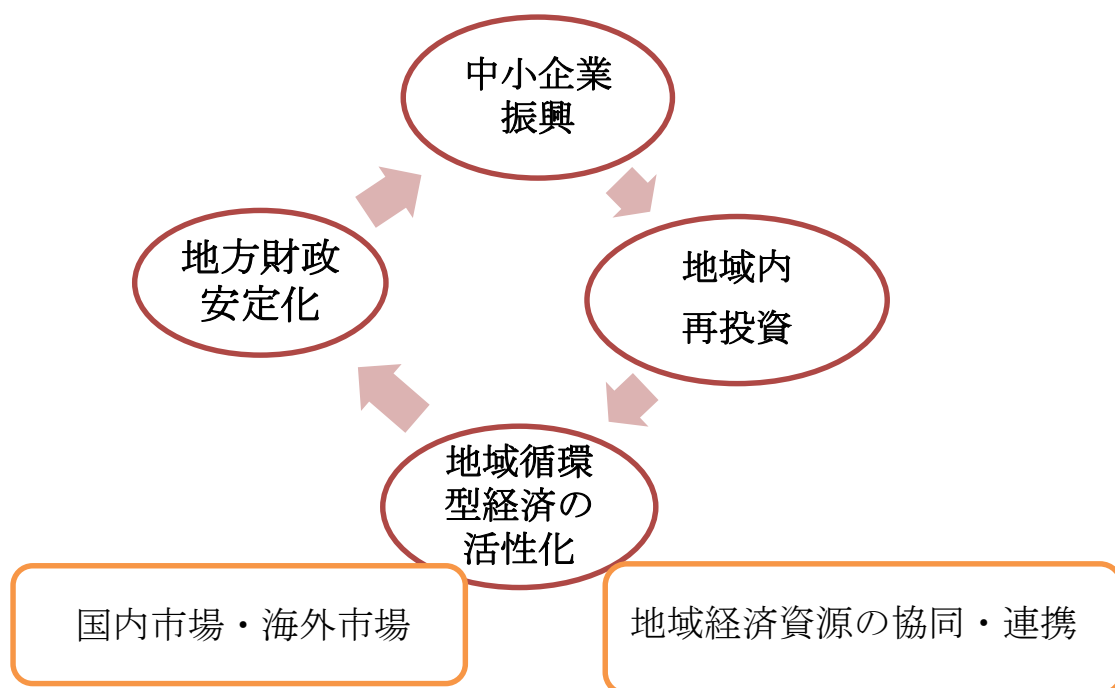
④ 同じく市の責務の中に、「広報活動」を明記しているが、条例の普及

に積極的姿勢を打ち出している点で評価できる。

⑤ 神奈川県、横浜市、横須賀市、相模原市の条例には無い、「金融機関」の役割が明記されている。

(注3)「中小企業振興条例」の意味を地域経済の中で位置付けた「概念図」です。

### 「中小企業振興条例」の制定・活用により地域循環型の産業構造を



愛 賢司

1946年生 横浜市立大学商学部卒業後、神奈川県の旧工業試験所、現在の産業技術センターで、中小企業技術者の研修業務に長く携わった。

神奈川県異業種連携協議会の理事・事務局次長として、地域交流サロン「海老名サロン」、政策活動を担当。

## 資料 1 川崎市の条例案

議案第 171 号 (平成 27 年 11 月 26 日提出)

### 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例の制定について

川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例を次のとおり制定する。

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積するとともに、日本を代表する数々の企業が成長することで、国際的な産業都市として発展してきた。また、かつて高度経済成長をけん引した京浜工業地帯では、深刻な公害など環境問題に直面したこともあったが、その克服に取り組む過程で培われた優れた環境技術の集積がなされてきた。

このような川崎市の産業の発展や優れた環境技術の集積を促してきた推進力が、各企業における新たな製品及びサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出していこうとするイノベーションの創出の取組であり、近代産業の歴史において、このイノベーションを創出する企業家精神がこの地で発揮され、その成果が現在に至るまで脈々と受け継がれてきた。そして、川崎市のイノベーションの創出を支えてきた重要な存在が、市内企業の多数を占める中小企業であり、時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、社会経済環境の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ねることで、市民生活を豊かにし、川崎市の発展に大きく貢献してきた。

一方で、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、人口減少や少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増している。

このような状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業者の自主的な取組、そして、その取組を促進するための市、中小企業者、関係団体等の連携による環境づくりが重要である。さらには、国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発化し、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められているのである。

国においても、中小企業憲章において、中小企業が経済をけん引する力であり、社会の主役であるとされているところである。また、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本としつつ、その多様で活力ある成長発展や事業の持続的発展を促すために、地方公共団体がその区域の特性に応じた施策を実施する責務を有することを規定している。さらに、川崎市では、地域の経済界の主体的な取組により、広範な関係者による中小企業の活性化のための成長戦略についての議論が重ねられてきた。これらを受け、中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりと好循環の創出を推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社又は個人に限る。）で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するものをいう。
- (5) 関係団体等 中小企業に関する団体及び前3号に掲げるものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の活性化は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
- (2) 国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発に行われることにより、地域の活性化が促進されること。
- (3) 市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業の活性化に関する施策を、関係する部局の有機的な連携の下に、総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するものとする。
- 3 市は、中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者、関係団体等及び市民からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努め

るものとする。

- 3 中小企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする

（中小企業に関する団体の役割）

第6条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むものとする。

- 2 中小企業に関する団体は、自らその運営の状況を明らかにして中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくること等により、これらの者との連携に努めるものとする。

- 3 中小企業に関する団体は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。

（大学等の役割）

第8条 大学等は、人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第9条 金融機関は、中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、中小企業者の事業内容に応じた資金の貸付並びに経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第10条 市民は、中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めるものとする。

（産業の振興に関する計画）

第11条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長が策定する産業の振興に関する計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 中小企業の活性化に関する基本方針及び総合的かつ長期的な目標

- (2) 中小企業の活性化に関する基本的施策

- (3) その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項

- 2 前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、地域の特性を考慮するものとする。

- 3 第1項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、中小企業者、中小企業に関する団体その他の関係者の

意見を聴くための必要な措置を講ずるものとする。

(創業、経営の革新等の促進)

第12条 市は、創業及び中小企業者の経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）その他経営の向上への意欲的な取組を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

- (1) 創業しやすい環境の整備
- (2) 中小企業者の経営の革新に関する情報の提供
- (3) 中小企業者の技術の向上に関する支援
- (4) 中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援（連携の促進）

第13条 市は、中小企業者と大企業者との知的財産その他の経営資源（中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。以下同じ。）に係る連携を促進するため、当該連携の機会の提供その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

(研究及び開発の支援)

第14条 市は、大企業者及び大学等における専門的知識を有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進するため、中小企業者と大企業者又は大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

(経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮)

第15条 市は、中小企業者の経営基盤の強化に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

- (1) 経営資源の確保に関する相談
- (2) 中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。）の事情を考慮するものとする。

(地域の活性化の促進)

第16条 市は、地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

- (1) 地域の特性を生かした新たな事業の創出の支援
- (2) 地域における経済活動の拠点の形成の促進

(人材の確保及び育成)

第17条 市は、事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

- (1) 若者、女性、高齢者等の就業を希望する者に応じた就業の支援
- (2) 青少年の職業についての基礎的な知識及び勤労を重んずる態度を養うことに資する職業を体験する機会の提供

(海外市場の開拓等の促進)

第18条 市は、中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進するため、当該開拓等に資する情報の提供及び相談その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

(受注機会の増大等)

第19条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者（市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 市は、工事の発注等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。

3 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(施策における考慮)

第20条 市は、市が行う他の施策の推進においても、当該施策が中小企業の活性化に及ぼす影響について考慮するよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第21条 市は、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(施策の検証等)

第22条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の実施状況について、川崎市産業振興協議会の意見を聴いて検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

## 川崎市中小企業を守り発展させ(成長させる)基本条例 (案)

作成提案：神奈川県異業種連携協議会提案

2013 年 9 月 26 日原案作成

2015 年 9 月 2 日検討改訂

2015 年 9 月 6 日検討補正

川崎市は、京浜工業地帯の中核都市を担い、モノづくりを始め、商業、サービス業、建設業などを含めた中小企業が重要な役割を果たす産業構造を形成してきました。近年、大手製造業の生産拠点の地方移転や急速な海外展開、大手商業者の進出などにより、中小企業者は工業・商業さらに建設業でも減少しており、雇用面の深刻さが増しております。一方、子育て支援や高齢化に対するサービス業の増加も顕著な特徴です。中小企業は事業所数、従業者数とも市内の大半を占め、まちづくりや、災害時の助け合いなど、地域社会の発展に欠かせない存在です。特に小規模事業者は営業と生活が一体であり、その存続を維持することは市内経済の発展にとって重要です。

中小企業者は、経営者と従業員の創意工夫、大学との共同開発などによって、新たな技術や事業、商品やサービスの創造に挑戦し、雇用の創出と地域経済の発展、安心・安全な社会づくり、豊かな文化の創造に貢献しています。

地域の発展に重要な役割を占める中小企業者が、自ら経営の努力をしながら、その振興(「守り発展させる」をいう、以下同じ)、が、川崎市の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、まちづくりの担い手である市民や行政その他の関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するための条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について基本理念を定め、並びに市、中小企業者、中小企業団体、金融機関、大企業者、大学等及び市民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 小規模事業者  
中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者  
おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業に関する団体  
商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合、工業会その他の中小企業の振興及び共同化をすすめる活動を行っている団体をいう。
- (5) 大企業者  
中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関  
銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を営むものをいう。
- (7) 大学等  
学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。
- (8) 市民  
川崎市内に在住、在勤または在学しているものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者は多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、地域経済を支える重要な存在であることにかんがみ、中小企業の振興は次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組みが促進されること。
- (2) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑化が図られること。
- (3) 中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組みが促進されること。
- (4) 小規模事業者及び小企業者の事業の持続的な発展が図られること。
- (5) 市、県、国、その他の公共団体、中小企業者、その他の中小企業に関する団体金融機関、大企業者、大学等及び市民が相互に連携し、及び協働して推進されること。
- (6) 高度の産業集積及び技術力、豊富な人的資源その他の本市の特色を生かした活力と魅力ある産業の実現を図ることを旨として推進されること。
- (7) 若者から魅力のある存在として中小企業の活動が目に見えるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念(以下「基本理念」という)にのっとり、

中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組みを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策について、国、県その他の公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体、金融機関、大企業者、大学及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

#### (中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮するなど、社会的責任を重視し、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。同時に市民に対する事業所の開放や、事業内容の告知、サービスの向上、市民からの意見に対する真摯な対応等、市民との連携に努めるものとする。これらの活動については従業員の理解と協力のもとで進めることとする。

#### (小規模事業者及び小企業者の努力)

第6条 小規模事業者及び小企業者は、基本理念にのっとり、自主的に着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図り事業の振興に取り組むよう努めるものとする。

#### (中小企業に関する団体の責務)

第7条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (金融機関の責務)

第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により、中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (大企業者の責務)

第9条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、地域や市民に対する社会的責任を十分果たすよう、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (大学等の責務)

第10条 大学等は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及び人材の育成を通じて、中小企業との連携を図り、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (市民の責務)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄

与することについての関心と理解を深めるとともに、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第12条 市は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 談その他の総合的な支援を受けることができる体制の整備、地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献の促進、円滑な事業の承継の促進、融資による金融面での支援をすすめること。
- (2) 税制・国民健康保険・社会保険負担の軽減等を通じて、中小企業の経営の安定及び経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、または分割すること等により、市内中小業者の受注機会の増大に努めること。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2項第3項に規定する指定管理者の選定にあたっては、当該公の施設の設置目的に配慮し、透明かつ公正な選定手続きを行い、市内中小企業者の参入機会の増大に努めること。
- (5) 技術開発型企業に対する技術支援策を強化する。また異分野連携による新事業分野開拓事業の重要性に鑑み、異分野中小企業者の交流を促進すること。
- (6) 創業のための総合的な支援を受けることができる体制の整備、起業に関する意識の啓発等により創業を促進するとともに、新商品の開発、新たな事業分野への進出、情報化への対応の支援等を通じて、中小企業者の経営の革新に対する取り組みの強化を促進すること。
- (7) 産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。
- (8) 県、国、その他の公共団体、中小企業に関する団体等と協力し、地域に根差した産業の振興を通じて、地域の活性化を促進すること。
- (9) 職業能力の開発、就業環境の整備、技術及び技能の円滑な継承、就業に関する意識の啓発等により、中小企業の人材の確保、定着及び育成を図ること。
- (10) 中小小売業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図り、またまちづくりの推進を図る事業活動の支援等必要な施策を講ずる。さらに卸売業が果たす社会的役割に十分配慮すること。
- (11) 地域の自然的、文化的、産業的資源の確保と掘り起しを重視しつつ、観光産業振興に努めること。
- (12) 総合的地域振興を目的とした、農業者との連携を図ること。
- (13) 近年激増している医療・福祉関連事業者に十分配慮すること。
- (14) 環境・再生エネルギー・安全・防災などの分野に対する中小企業者の取り組みを強化すること。
- (15) 「防衛産業」は否定しないが「平和の維持」に十分配慮すること。
- (16) その他中小企業の振興のために必要な施策を推進すること。

(中小企業を守り発展させ(成長させる)振興計画)

第13条 市長は、前条に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「中小企業振興計画」という）を定めなければならない。

2 中小企業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向。

(2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項。

3 市長は、中小企業振興計画を定めるに当たっては、市民、中小企業者その他の関係者の意見を聞くために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、中小企業振興計画を定めるに当たっては、「川崎市中小企業振興審議会」の意見を聴かなければならない。審議会は、関係分野や各区の代表等、中小企業者の意見が十分反映する構成とする。

5 市長は、中小企業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、中小企業振興計画の円滑な推進を図るため、市職員の理解を十分に得よう部局会議や職員研修制度等必要な措置をとるものとする。

7 前項の規定は、中小企業振興計画の変更について準用する。

(施策の検証)

第14条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を中小企業の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。市内の産業動向や個別事業者の実態を把握するため、全市の調査を計画的に実施すること。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により市民に公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第17条 市は、中小企業の振興に関する施策に、市民、中小企業者、中小企業に関する団体、その他関連分野の意見を反映することができるよう、「川崎市中小企業審議会」のほかに、各区に「産業振興委員会」を設置し、区内の中小企業者や関係者の参加を得て、広くかつ具体的な課題把握に努めるものとする。必要に応じて専門的な部会を設けるとともに、必要があれば「区民会議」にも積極的に情報提供をすることとする。

(川崎市中小企業振興推進月間)

第18条 市は、他の公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び市民との連携による中小企業の振興を図るため、川崎市中小企業振興推進月間を設ける。

2 川崎市中小企業振興推進月間は、7月とする。

(財政上の措置)

第19条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の改正)

第20条 市は、経済社会情勢等の変化を条例に反映するため、4年ごとに条例の見直しと改正を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(付属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 付属機関の設置に関する条例（昭和〇〇年川崎市条例第 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項 川崎市〇〇審議会の項に次のように加える。

川崎市中小企業振興審議会

中小企業の振興に関する重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、または意見を建議すること。

委員は〇〇人以内とする。

3 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。